

第1回契約監視委員会－議事概要－

1. 開催日時：平成21年12月14日（月） 14：00～16：20
2. 開催場所：分子イメージング研究棟 セミナー室
3. 出席者：（委員会）：酒井委員長、川野辺委員、野田委員、白尾委員、田中委員
（研究所側）：米倉理事長、辻井理事、村田理事、伊藤総務部長、
遠藤総務部契約課長、鎌田重粒子医科学センター長、
菅野分子イメージング研究センター長、日下部基盤技術センター長、
石田情報業務室長、笠井放射線防護研究センター運営企画室長、
上田緊急被ばく医療研究センター研究推進室長、他
4. 議題：
 - (1) 委員長の互選について
 - (2) 設置の経緯及び点検・見直しの進め方について
 - (3) 放医研における契約状況について
 - ・随意契約の見直し計画とその進捗状況
 - ・1者応札改善に向けた取組状況
 - ・応札業者に対するアンケート結果
 - (4) 平成20年度契約点検・見直しについて
 - (5) その他
5. 配布資料
 - 1-1 独立行政法人放射線医学総合研究所契約監視委員会規程
 - 1-2 契約監視委員会委員名簿
 - 1-3 点検・見直しの経緯及び進め方
 - 1-4 独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）
 - 1-5 独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（文科省からの依頼）
 - 2-1 契約フロー及び予定価格の決定手順
 - 2-2 放射線医学総合研究所会計規程（抜粋）
 - 2-3 契約審査委員会規則
 - 2-4 平成20年度契約の内訳
 - 2-5 隨意契約の見直し計画とその進捗状況
 - 2-6 隨意契約見直し計画
 - 2-7 競争性のない随意契約の推移（件数）
 - 3-1 1者応札改善に向けた取り組み状況

- 3-2 独立行政法人の契約状況について（通知）
- 3-3 一者応札・応募の要因分析と改善方策について（通知）
- 3-4 入札への参加について
- 3-5 一者応札への改善方策について
- 3-6 一者応札・一者応募に係る改善方策について
- 3-7 契約締結時チェックリスト
- 3-8 1者応札に関する質問事項
- 3-9 調達予定情報の公表
- 3-10 他機関との比較表
- 4-1 応札業者に対するアンケート結果
- 4-2 1者応札に関するアンケート用紙
- 5-1 自己点検結果の概要
- 5-2 隨意契約（様式2-1）
- 5-3 " (様式3-1) 主な見直し事例3~5例
- 5-4 一者応札（様式2-2）
- 5-5 " (様式3-2) 主な見直し事例3~5例
(H16~H19複数年契約実績 該当なし(様式4~様式7-2))
- 5-6 平成20年度契約点検結果
-契約監視委員会等からの指摘事項について-

6. 議事概要：

冒頭、米倉理事長より、本会議の趣旨について説明があった。

（1）委員長の選任について

事務局より、資料1-1に基づき委員会の設置について説明があり、委員会規定に基づき互選の結果、酒井委員が委員長となった。

（2）設置の経緯及び点検・見直しの進め方について

事務局より、資料1-1～1-4に基づき委員会の設置経緯、点検・見直しの趣旨、点検対象及びスケジュールについて説明があった。

（主な議論）

- ・委員より、見直しをした場合に平成21年度分の契約に見直しの点を盛り込むことが時間的に反映できるかとの質問があり、事務局より、平成21年度分の契約はかなり進んでおり、委員会の指摘を平成21年度の契約全てに取り込むことはできないが、残りの契約案件については極力取り入れていきたい、また来年度以降の契約にも反映していくとの説明があった。
- ・委員より、点検対象となる契約は相当の件数なので、一部委員が既に調査したものから特徴的な問題をここで報告してもらい、他の委員から意見等を聞いた上で、追加的な視点も加えてさらに調査し、

次回委員会にて指摘事項の確認を行った上で、提出案として纏めていく旨の提案があり、これが了承された。

(3) 放医研における契約状況について

事務局より、資料2-1～資料2-3、資料3-1～資料3-10、資料4-1～資料4-2に基づき、放医研の契約状況の見直し、取組状況、アンケートについて説明があった。

(主な議論)

- ・委員より、資料2-5で18年度から20年度にかけて契約の件数が2～3割程度減少した原因は何かとの質問があり、事務局より、件数の減少は、類似契約を纏めたことや一般競争入札に移行した結果である。また、本件数は一定額以上を対象とした件数であるので、対象外となったものもあるとの説明があった。

(4) 平成20年度契約点検・見直しについて

事務局より、資料5-1～資料5-5自己点検の結果、及び委員より資料5-6に基づき指摘事項の説明があった。

(主な議論)

- ・委員より、契約監視委員会による手続き面等からの指摘によって、いたずらに研究開発の円滑な遂行が妨げられることがないように配慮することが必要であること、競争入札へ参加する門戸が広く開かれていれば、入札の結果、専門的な業務内容であるが故に、結果として1者応札となつても仕方ないのでとの意見があった。
- ・委員より、研究開発独法にとって、研究開発固有のニーズに基づいて入札する場合に、結果として真に技術能力等のある1者からの調達によることが、事業を行う上では効率的であり合理的であるとも言える面があるが、汎用性のある一般的な調達の場合には、国民に対して説明が出来る適切な入札手続きとなることが必要であるとの意見があった。

(5) その他

- ・次回委員が参考する委員会は、平成22年1月26日（火）に開催することとした。